



期日指定定期預金

(平成24年4月2日現在適用中)

1. 商品名	期日指定定期預金														
2. 対象となる方	個人のお客さまに限定させていただきます。														
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長3年（据置期間1年） ・満期日は、この預金の全部または一部（1万円以上）について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日をご指定いただけます。（ただし、満期日の指定をする時はその1か月前までに当行の取引店に対して通知いただく必要があります。） ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（利息受取型または元金成長型）のお取扱いができます。 														
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預入れいただきます。 ・1円（総合口座の場合は1万円）以上300万円未満 ・1円単位 														
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・非継続型は、満期日に元利金を指定預金口座にご入金します。 ・総合口座に預入された非継続型は、満期日に元利金を総合口座普通預金にご入金します。 														
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利率情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）で、1年ごとの複利計算により算出します。 ・20%の分離課税 ・当行ホームページ「十六金利インフォメーション」にてご確認くださいか、窓口までお問い合わせください。 														
7. 手数料	不要です。														
8. 付加できる特約 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率） ・マル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。 														
9. 中途解約時の 取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により、1年ごとに複利計算した利息とともにお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年半以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年半以上</td> <td>通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×40%	1年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×50%	1年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×60%	2年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×70%	2年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×90%
中途解約日までの期間	中途解約利率														
6か月未満	解約日における普通預金利率														
6か月以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×40%														
1年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×50%														
1年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×60%														
2年以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×70%														
2年半以上	通帳または証書表面記載の「2年以上」利率×90%														

〔商品概要説明書：期日指定定期預金〕

	1年以上3年未満は満期日を指定しない場合に限りです。
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 満期日の指定がない時は、最長預入期限が満期日となります。 ・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>